

船橋市 地域介護予防活動支援事業 「アクティブシニア介護予防補助金」



補助対象活動期間：令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）
申請受付期間：令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

今年度は新型コロナウイルスの影響で活動の際の条件が出てくる場合があります。
申請を検討している団体は事前に健康づくり課までご相談ください。

この制度は、通いの場^{※1}・体操教室などの地域住民が主体となる団体の活動に対して、介護予防の拠点づくりを支援する事業です。そして、介護予防に資する活動を行う住民団体からの申請に基づき、その活動の内容を審査し、補助対象要件を満たす活動に対し、市がその活動の運営費等についてその住民団体に補助金を交付するものです。

高齢者が容易に通える範囲に週1回以上継続して体操のできる場所（通いの場）ができることで介護予防につながるといわれています。補助金申請団体にはそこに通いたいと希望される住民の方の通いの場として受け入れをお願いしております。

※1:通いの場

地域の誰もが自由に入出りできる所

体操、趣味活動などを目的として集まる所

《補助率上限及び補助限度額》

補助率上限	補助限度額
補助対象経費総額の80%以内	10万円

申請

- ・申請受付 令和3年9月1日（水）～9月30日（木）
- ①活動に参加する者のうち、8割以上が65歳以上の市民である10人以上の団体
- ②対象となる体操が1回あたり30分以上行われること

活動

- ・運動器の機能向上を目的とした1回あたり30分以上行われる体操を週1回以上行う活動^注 新型コロナウイルスの影響による活動自粛期間はこの条件に反しないことと致します

報告

- ・年度末（令和4年3月）に活動報告書を提出

入金

- ・令和3年度の活動に対しての補助金の入金（令和4年5月頃）

対象となる体操例 （スポーツではなく、四肢体幹を動かし、ストレッチや筋力トレーニング等の運動器の機能向上に資する運動）

- ①健康体操 ②介護予防体操 ③ストレッチ体操 ④リズム体操 ⑤バランス体操 ⑥ヨガ
⑦ピラティス ⑧気功 ⑨太極拳 ⑩3Q体操 ⑪3B体操 ⑫フリフリグッパ体操
⑬ふなばしシルバーリハビリ体操 ⑭その他、介護予防に資することが期待される体操

詳細は裏面へ

補助の対象となる団体

補助資格要件は、下記に掲げる要件を全て満たすことが条件となります。

(1) 補助対象要件（次に掲げる要件をすべて満たすこと）

- ① 原則として市内に住所を有する者で構成された10人以上の団体であること。
- ② 市内を主たる活動区域としていること。
- ③ 補助対象活動を定期的かつ継続的に週に1回以上行うこと。
- ④ 補助対象活動の実施に際して、団体の構成員以外の者の参加を受け入れること。
- ⑤ 市内に事務所又は常設の連絡先があること。
- ⑥ 地域で介護予防活動を行う団体として、補助対象活動の実施場所および団体の連絡先を、市民に情報提供することに同意すること。
- ⑦ 定款、規約、会則等の組織の運営に関する定めを有していること。
- ⑧ 補助対象活動に対して、国、県又は市の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑨ 社会教育関係団体が補助金を申請する場合は、健康づくり課が社会教育委員会議で意見をきく必要があるため、社会教育関係団体であることを申し出ること。

補助の対象になる経費

活動の実施に必要で基本経費を対象経費とし、その具体的な内容については以下のとおりです。

○会場使用料 ○補助活動に必要な消耗品 ○傷害保険等の保険料 ○印刷（補助活動を周知するためのチラシの印刷など） ○その他、市が認める経費

※次の経費は助成対象外です

- ・団体構成員に対する人件費・謝金・交通費・食事代
- ・講師への謝金
- ・団体の経常的な活動に要する経費（定例会議や電話代、メール通信費）
- ・その他内容により補助することが適切と認められない経費

申請書類の入手及び記載方法 申請書類提出方法

(1) 募集要項・申請書類（詳細は健康づくり課にお問い合わせください）

募集要項については市ホームページに掲載しています。

申請書類は、**8月15日**から市ホームページ、公民館、健康づくり課で入手できます。

(2) 申請受付方法及び受付期間

申請は、原則として**郵送**にて受付いたします。

受付期間：令和3年9月1日（水）～9月30日（木）（消印有効）

【郵送先】〒273-8506 船橋市北本町1-16-55

船橋市保健所健康づくり課 アクティブシニア介護予防補助金担当 宛

【問い合わせ先】TEL：047-409-3817 MAIL：kenkodukuri@city.funabashi.lg.jp